

(参考) 子どもの権利を基盤にした他都市条例

自治体名	川崎市	尼崎市	埼玉県
名称 施行日	川崎市子どもの権利に関する条例 平成 13 年 4 月 1 日	尼崎市子どもの育ち支援条例 平成 21 年 12 月 18 日	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例 平成 14 年 11 月 1 日
条例の 分類	<b>総合条例</b> 子どもの権利についての理念、家庭・学校・施設・地域等の子どもの生活の場での権利保障、子どもの参加や救済の仕組み、行動計画策定による子ども施策の推進、子どもの権利委員会設置によるモニタリングなどを規定し、 <u>それらの内容が相互に補完し合うような内容</u>	<b>原則条例</b> <u>子ども施策を推進していくための理念・原則等を主に定める条例</u>	<b>個別条例</b> 子どもの意見表明・参加支援、子どもからの相談・権利救済、虐待等の防止、安全の確保など子ども施策の個別課題に対応する条例
考え方	・子どもの権利の保障を総合的に捉え、 <u>権利の保障を実効性のあるものにするため具体的な制度や仕組みを盛り込んだ構成としている。</u> (「解説子ども条例」より)	・単に、理念を掲げる条例を制定するだけでは、子どもの育ちに関する様々な課題について、解決に向けた大きな変革を期待することは困難であり、こうした課題に対応していくためには、 <u>理念を実現していくための具体的な仕組みが必要と考える。</u> (子どもに関する条例等の検討について 意見書より)	・子どもに対する身体的又は精神的な暴力等子どもの権利の侵害に関して簡易迅速な救済を行うため。(条例第 1 条)
特徴的な 条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して生きる権利 (第 10 条)</li> <li>・ありのままの自分である権利 (第 11 条)</li> <li>・自分を守り、守られる権利 (第 12 条)</li> <li>・自分を豊かにし、力づけられる権利 (第 13 条)</li> <li>・自分で決める権利 (第 14 条)</li> <li>・参加する権利 (第 15 条)</li> <li>・個別の必要に応じて支援を受ける権利 (第 16 条)</li> <li>・子ども会議 (第 30 条)</li> <li>・権利委員会 (第 38 条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策の策定及び推進 (第 11 条)</li> <li>・地域社会の子育て機能の向上 (第 13 条)</li> <li>・要支援の子どもへの支援等 (第 14 条)</li> <li>・財政上の措置 (第 20 条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県子どもの権利擁護委員会の設置等 (第 3 条)</li> </ul>
条例実施 による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>①川崎市子ども会議の設置</li> <li>②学校運営協議会に子どもの意見を聞く会を設置</li> <li>③川崎市子ども夢パークを開設</li> <li>④川崎市人権オンブズパーソン条例を制定</li> <li>⑤子どもが身近で相談できるよう各区に「こども相談窓口」を整備</li> <li>⑥条例の具現化として行動計画の策定 (「解説子ども条例」より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「子どもの育ちを支える仕組み」の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の子育て機能向上支援事業</li> <li>・スクールソーシャルワーク推進事業</li> </ul> </li> <li>②子どもの思いや考えを聴く取組の実施 (尼崎市 HP より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名で相談できる電話相談窓口の設置</li> <li>・関係機関と調整しながらの問題解決 (「解説子ども条例」より)</li> </ul>